

保 発 1 2 2 7 第 3 号
年 管 発 1 2 2 7 第 1 号
令 和 6 年 1 2 月 2 7 日

日本年金機構理事長 } 殿
地方厚生（支）局長 }

厚生労働省保険局長
（公印省略）

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公印省略）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「一部改正法」という。）の公布については、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和6年6月12日付けこ総第227号・こ成総第63号こ支総第60号・職発0612第2号・保発0612第1号・年発0612第1号こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室長・成育局長・支援局長・厚生労働省職業安定局長・保険局長・年金局長通知）により通知したところであるが、一部改正法が施行されることに伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第163号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布されたところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏のなきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

（1）督促状等の様式の見直し

一部改正法が施行されることに伴い、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等の厚生労働省関係省令で規定する督促状等の様式について所要の改正を行う。

（2）健康保険任意適用申請書等の省令様式から事項規定への見直し

健康保険任意適用申請書及び健康保険任意適用取消申請書並びに厚生年金保険任意適用申請書及び厚生年金保険任意適用取消申請書（以下「健康保険任意適用

申請書等」という。)について、事務の効率化等の観点から、省令様式から事項規定への見直しを行う。

第2 改正の概要

(1) 督促状等の様式の見直し

年金特別会計の所管省庁にかかる一部改正法の施行(令和7年4月1日)に伴い、年金特別会計の所管省庁が、内閣府及び厚生労働省の共管から厚生労働省の単管へ変更になるため、以下の省令で規定する督促状等の様式中、「内閣府及び厚生労働省所管」と表示されているものを「厚生労働省所管」と改正すること。

- ① 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)
様式第20号(督促状)、様式第27号(送付書)
- ② 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)
様式第8号(督促状)、様式第15号(送付書)
- ③ 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)
様式第31号(督促状)、様式第36号(送付書)
- ④ 国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)
様式第15号(督促状)、様式第19号(送付書)
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(昭和17年厚生労働省令第49号)
様式第5号(送付書)
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)
様式第2号(送付書)
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則(平成22年厚生労働省令第67号)
様式第2号(送付書)

なお、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこと。また、改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができることとする(改正省令附則第2項及び第3項)。

(2) 健康保険任意適用申請書等の省令様式から事項規定への見直し

事務の効率化等の観点から、健康保険法施行規則第21条及び第22条並びに厚生年金保険法施行規則第13条の3及び第14条で規定する様式を廃止し、記載事項について、それぞれ健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則に規定すること。

(3) その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

(1) 督促状等の様式の見直し及びその他所要の改正

一部改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）から施行すること。

(2) 健康保険任意適用申請書等の省令様式から事項規定への見直し

令和7年1月1日から施行すること。

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）（抄）

第十七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

～ 略 ～

第百九条第一項中「内閣総理大臣及び」を削り、同条第二項を削る。

～ 略 ～

（新旧対照条文）

改正後	現行
<p>（管理） 第百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 （削る）</p>	<p>（管理） 第百九条 年金特別会計は、<u>内閣総理大臣及び厚生労働大臣</u>が、法令で定めるところに従い、管理する。 <u>2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のもののうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあつては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。</u></p>